

議第 1 号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定に基づく意見
に係る臨時専決処理の承認について

山形県議会 6 月定例会に提案された下記議案の作成について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 29 条の規定により山形県知事から意見を求められた件について、教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任し又は専決させる規則（昭和 31 年 11 月県教育委員会規則第 12 号）第 5 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処理したことについて承認する。

記

令和 2 年度山形県一般会計補正予算（第 3 号）のうち、教育委員会に関する事務に係る部分

提 案 理 由

山形県知事から上記議案の作成にあたり意見を求められ、緊急を要したため、教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任し又は専決させる規則第 5 条第 1 項の規定により専決処分したので、同条第 2 項の規定により承認を求めるため提案するものである。

令和 2 年 7 月 16 日提出

山形県教育委員会
教育長 菅 間 裕 晃

令和2年度6月補正予算(追加提案)の概要

1 総括表

(単位：千円)

区分	補正前の額 A	6月補正額(追加) B	合計 A+B
人件費	95,077,147	1,440,788	96,517,935
一般行政費	7,378,970	268,510	7,647,480
投資的経費	2,550,044	0	2,550,044
合計	105,006,161	1,709,298	106,715,459

2 補正予算の概要(主なもの)

(単位：千円)

事項名	補正額	概要
学習指導員の配置	1,040,754	○小・中学校及び県立高等学校に、授業や補習学習等において教員を補助する学習指導員の配置するもの
スクール・サポート・スタッフの配置	463,544	○小・中学校及び特別支援学校に、消毒、換気による感染防止策等の増加する業務を補助するスクール・サポート・スタッフを配置するもの
県立学校における感染症対策や学習保障に対する取組み	165,000	○県立学校における消毒液の購入や、補習等で使用する教材の購入等を行うもの
奨学のための給付金の拡充	20,000	○高校生のオンライン学習等に必要な通信費に対する支援を行うもの
部活動全国大会の代替地方大会の開催支援	20,000	○全国中学校体育大会や全国高等学校総合体育大会等の代替地方大会の開催を支援するもの

議第 2 号

教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則の制定について

教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則を次のように制定する。

教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号。以下「法」という。）第7条第1項の規定に基づき文部科学大臣が定めた公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の服務を監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針（令和2年文部科学省告示第1号。以下「指針」という。）を踏まえ、山形県教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、教育職員の健康及び福祉の確保を図ることにより学校教育の水準の維持向上に資するため、教育職員が正規の勤務時間及びそれ以外の時間において行う業務の量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るための措置を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 教育職員 教育委員会の所管に属する県立学校に勤務する法第2条第2項に規定する教育職員をいう。
- (2) 所定の勤務時間 山形県立学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例（昭和27年県条例第93号）第7条に規定する学校職員の休日（以下「休日」という。）、同条例第7条の2の規定により休日と振り替えられた日及び同条例第7条の3に規定する代休日（同条例第7条の2の規定により勤務を要しない日及び休日以外の日と振り替えられた休日並びに同条例第7条の3の規定により勤務を命ぜられた休日を除く。）以外の日における正規の勤務時間をいう。
- (3) 在校等時間 指針第3（1）の規定に基づき算定する教育職員が学校教育活動に関する業務を行う時間として外形的に把握することができる時間をいう。

(教育職員の業務量の適切な管理等)

第3条 教育委員会は、教育職員の在校等時間から所定の勤務時間を除いた時間を次の各号に掲げる時間の範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行う。

- (1) 1箇月について45時間
- (2) 1年について360時間

2 前項の規定にかかわらず、教育委員会は、教育職員が児童生徒等に係る通常予見することのできない業務量の大幅な増加等に伴い、一時的又は突発的に所定の勤務時間外に業務を行わざるを得ない場合には、教育職員の在校等時間から所定の勤務時間を除いた時間を次の各号に掲げる時間及び月数の範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行う。

(1) 1 箇月について 100 時間未満

(2) 1 年について 720 時間

(3) 1 箇月ごとに区分した各期間に当該各期間の直前の 1 箇月、2 箇月、3 箇月、4 箇月及び 5 箇月の期間を加えたそれぞれの期間において 1 箇月当たりの平均時間について 80 時間

(4) 1 年のうち 1 箇月において所定の勤務時間以外の時間において 45 時間を超えて業務を行う月数について 6 箇月

(委任)

第 4 条 この規則に定めるもののほか、教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るために必要な事項については、教育長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

提 案 理 由

教育職員が正規の勤務時間及びそれ以外の時間において行う業務の量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るために県教育委員会が講ずる措置について必要な事項を定めるため提案するものである。

令和 2 年 7 月 16 日提出

山形県教育委員会

教育長 菅 間 裕 晃

教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則の制定について

1 制定理由

改正給特法第7条第1項に基づき文部科学大臣が定めた指針を踏まえ、教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るために県教育委員会が講ずる措置について必要な事項を定めるもの。

2 規則の概要

- ・ 名称：教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則
- ・ 内容

県立学校の教育職員の服務監督権者である県教育委員会は、文部科学大臣が定めた指針による「在校等時間」の考え方に沿って、県立学校教育職員の勤務状況を適切に把握する。また、在校等時間の超過勤務時間に関しても、指針が示す基準に準拠したものとし、県立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るために必要な手立てを県教育委員会が講じていく。

<在校等時間の超過勤務時間の上限に関する基本方針>

在校等時間の超過勤務時間	基本方針	特例的な扱い ^(注)
1か月あたり	45時間を超えない	・ 100時間未満 ・ 複数月平均で80時間を超えない
1年間あたり	360時間を超えない	・ 720時間を超えない ・ 45時間を超える月は6月までとする

(注) 児童生徒等に係る臨時的な特別の事情により、勤務せざるを得ない場合

3 施行期日

公布の日から施行する。

議第 3 号

山形県事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する教育委員会の権限に属する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則の制定について

山形県事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する教育委員会の権限に属する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

山形県事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する教育委員会の権限に属する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則

山形県事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する教育委員会の権限に属する事務の範囲を定める規則（平成13年3月県教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第2条の表第1項中「第2条第2項の表第3項第1号」を「第2条第2項の表第2項第1号」に改め、同表第2項中「第2条第2項の表第3項第2号」を「第2条第2項の表第2項第2号」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

提 案 理 由

山形県教育委員会の職務権限の特例に関する条例（令和2年3月県条例第2号）附則第5項の規定により、山形県事務処理の特例に関する条例（平成11年12月県条例第36号）が一部改正されたことに伴い、規定の整備を図るため提案するものである。

令和2年7月16日提出

山形県教育委員会
教育長 菅 間 裕 晃

**山形県事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する
教育委員会の権限に属する事務の範囲を定める規則新旧対照表（案）**

現 行	改 正 案								
<p>（市町村が処理する事務の範囲等）</p> <p>第2条 次の表の左欄に掲げる事務は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。</p>	<p>（市町村が処理する事務の範囲等）</p> <p>第2条 次の表の左欄に掲げる事務は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。</p>								
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; vertical-align: top;"> <p>1 特例条例 第2条第2項の表第3項第1号</p> </td> <td style="vertical-align: top;"> <p>給与の支給に関する基準と手続（昭和32年9月県人事委員会規則5-1。以下この項及び次項において「規則」という。）に基づく事務のうち次に掲げるもの</p> <p>（1） 規則第86条第1項の規定による届出の受理</p> <p>（2） 規則第86条の2第1項の規定による事実の確認並びに住居手当の月額決定及び改定</p> <p>（3） 規則第86条の2第2項の規定による住居手当認定簿への記載</p> <p>（4） 規則第86条の5の規定による確認</p> </td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;"> <p>2 特例条例 第2条第2項の表第3項第2号</p> </td> <td style="vertical-align: top;"> <p>規則に基づく事務のうち次に掲げるもの</p> <p>（1） 規則第88条の規定による届出の受理</p> <p>（2） 規則第89条第1項の規定による事実の確認並びに通勤手当の月額決定及び改定</p> <p>（3） 規則第89条第2項の規定による通勤届の確認及び決定欄への記載</p> <p>（4） 規則第99条の規定による確認</p> </td> </tr> </table>	<p>1 特例条例 第2条第2項の表第3項第1号</p>	<p>給与の支給に関する基準と手続（昭和32年9月県人事委員会規則5-1。以下この項及び次項において「規則」という。）に基づく事務のうち次に掲げるもの</p> <p>（1） 規則第86条第1項の規定による届出の受理</p> <p>（2） 規則第86条の2第1項の規定による事実の確認並びに住居手当の月額決定及び改定</p> <p>（3） 規則第86条の2第2項の規定による住居手当認定簿への記載</p> <p>（4） 規則第86条の5の規定による確認</p>	<p>2 特例条例 第2条第2項の表第3項第2号</p>	<p>規則に基づく事務のうち次に掲げるもの</p> <p>（1） 規則第88条の規定による届出の受理</p> <p>（2） 規則第89条第1項の規定による事実の確認並びに通勤手当の月額決定及び改定</p> <p>（3） 規則第89条第2項の規定による通勤届の確認及び決定欄への記載</p> <p>（4） 規則第99条の規定による確認</p>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; vertical-align: top;"> <p>1 特例条例 第2条第2項の表第2項第1号</p> </td> <td style="vertical-align: top;"> <p>給与の支給に関する基準と手続（昭和32年9月県人事委員会規則5-1。以下この項及び次項において「規則」という。）に基づく事務のうち次に掲げるもの</p> <p>（1） 規則第86条第1項の規定による届出の受理</p> <p>（2） 規則第86条の2第1項の規定による事実の確認並びに住居手当の月額決定及び改定</p> <p>（3） 規則第86条の2第2項の規定による住居手当認定簿への記載</p> <p>（4） 規則第86条の5の規定による確認</p> </td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;"> <p>2 特例条例 第2条第2項の表第2項第2号</p> </td> <td style="vertical-align: top;"> <p>規則に基づく事務のうち次に掲げるもの</p> <p>（1） 規則第88条の規定による届出の受理</p> <p>（2） 規則第89条第1項の規定による事実の確認並びに通勤手当の月額決定及び改定</p> <p>（3） 規則第89条第2項の規定による通勤届の確認及び決定欄への記載</p> <p>（4） 規則第99条の規定による確認</p> </td> </tr> </table>	<p>1 特例条例 第2条第2項の表第2項第1号</p>	<p>給与の支給に関する基準と手続（昭和32年9月県人事委員会規則5-1。以下この項及び次項において「規則」という。）に基づく事務のうち次に掲げるもの</p> <p>（1） 規則第86条第1項の規定による届出の受理</p> <p>（2） 規則第86条の2第1項の規定による事実の確認並びに住居手当の月額決定及び改定</p> <p>（3） 規則第86条の2第2項の規定による住居手当認定簿への記載</p> <p>（4） 規則第86条の5の規定による確認</p>	<p>2 特例条例 第2条第2項の表第2項第2号</p>	<p>規則に基づく事務のうち次に掲げるもの</p> <p>（1） 規則第88条の規定による届出の受理</p> <p>（2） 規則第89条第1項の規定による事実の確認並びに通勤手当の月額決定及び改定</p> <p>（3） 規則第89条第2項の規定による通勤届の確認及び決定欄への記載</p> <p>（4） 規則第99条の規定による確認</p>
<p>1 特例条例 第2条第2項の表第3項第1号</p>	<p>給与の支給に関する基準と手続（昭和32年9月県人事委員会規則5-1。以下この項及び次項において「規則」という。）に基づく事務のうち次に掲げるもの</p> <p>（1） 規則第86条第1項の規定による届出の受理</p> <p>（2） 規則第86条の2第1項の規定による事実の確認並びに住居手当の月額決定及び改定</p> <p>（3） 規則第86条の2第2項の規定による住居手当認定簿への記載</p> <p>（4） 規則第86条の5の規定による確認</p>								
<p>2 特例条例 第2条第2項の表第3項第2号</p>	<p>規則に基づく事務のうち次に掲げるもの</p> <p>（1） 規則第88条の規定による届出の受理</p> <p>（2） 規則第89条第1項の規定による事実の確認並びに通勤手当の月額決定及び改定</p> <p>（3） 規則第89条第2項の規定による通勤届の確認及び決定欄への記載</p> <p>（4） 規則第99条の規定による確認</p>								
<p>1 特例条例 第2条第2項の表第2項第1号</p>	<p>給与の支給に関する基準と手続（昭和32年9月県人事委員会規則5-1。以下この項及び次項において「規則」という。）に基づく事務のうち次に掲げるもの</p> <p>（1） 規則第86条第1項の規定による届出の受理</p> <p>（2） 規則第86条の2第1項の規定による事実の確認並びに住居手当の月額決定及び改定</p> <p>（3） 規則第86条の2第2項の規定による住居手当認定簿への記載</p> <p>（4） 規則第86条の5の規定による確認</p>								
<p>2 特例条例 第2条第2項の表第2項第2号</p>	<p>規則に基づく事務のうち次に掲げるもの</p> <p>（1） 規則第88条の規定による届出の受理</p> <p>（2） 規則第89条第1項の規定による事実の確認並びに通勤手当の月額決定及び改定</p> <p>（3） 規則第89条第2項の規定による通勤届の確認及び決定欄への記載</p> <p>（4） 規則第99条の規定による確認</p>								

山形県事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する 教育委員会の権限に属する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則の概要

第1 改正内容

○ 山形県事務処理の特例に関する条例の改正に伴う規定の整備（項ずれの修正）

教育委員会の権限に属する事務のうち、特例的に市町村が処理するものの範囲については、「山形県事務処理の特例に関する条例（事務処理特例条例）」で定められており、当該条例上、教育委員会規則に委任された事項について、標記規則で規定している。

今般、「山形県教育委員会の職務権限の特例に関する条例（令和2年4月1日施行）」により、事務処理特例条例が改正されたことに伴い、標記規則に項ずれが生じたことから、規定の整備を図るもの。

【参考】「山形県事務処理の特例に関する条例」の改正内容と、この度改正する規則との関係

改正前	改正後																
<p>（市町村が処理する事務の範囲等） 第2条 - 略 - 2 教育委員会の権限に属する事務のうち、次の表の左欄に掲げる事務・・・は、それぞれ同表の右欄に掲げる市町村が処理することとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">事務</th> <th style="text-align: center;">市町村</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 博物館法・・・及び博物館法施行規則・・・に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(13) - 略 -</td> <td style="text-align: center;">米沢市</td> </tr> <tr> <td>2 山形県文化財保護条例・・・及び条例の施行のための教育委員会規則に基づく事務のうち次に掲げるもの (1)～(3) - 略 -</td> <td style="text-align: center;">各市町村</td> </tr> <tr> <td>3 山形県職員等の給与に関する条例・・・及び当該条例の施行のための人事委員会規則に基づく事務のうち次に掲げるもの・・・ (1) 住居手当の支給に関する事務のうち人事委員会規則に基づく事務であって別に教育委員会規則で定めるもの (2) 通勤手当の支給に関する事務のうち人事委員会規則に基づく事務であって別に教育委員会規則で定めるもの</td> <td style="text-align: center;">各市町村</td> </tr> </tbody> </table>	事務	市町村	1 博物館法・・・及び博物館法施行規則・・・に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(13) - 略 -	米沢市	2 山形県文化財保護条例・・・及び条例の施行のための教育委員会規則に基づく事務のうち次に掲げるもの (1)～(3) - 略 -	各市町村	3 山形県職員等の給与に関する条例・・・及び当該条例の施行のための人事委員会規則に基づく事務のうち次に掲げるもの・・・ (1) 住居手当の支給に関する事務のうち人事委員会規則に基づく事務であって別に教育委員会規則で定めるもの (2) 通勤手当の支給に関する事務のうち人事委員会規則に基づく事務であって別に教育委員会規則で定めるもの	各市町村	<p>（市町村が処理する事務の範囲等） 第2条 - 略 - 2 教育委員会の権限に属する事務のうち、次の表の左欄に掲げる事務・・・は、それぞれ同表の右欄に掲げる市町村が処理することとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">事務</th> <th style="text-align: center;">市町村</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 博物館法・・・及び博物館法施行規則・・・に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(13) - 略 -</td> <td style="text-align: center;">米沢市</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">→ 知事に所管が移されたことにより削除</td> </tr> <tr> <td>2 山形県職員等の給与に関する条例・・・及び当該条例の施行のための人事委員会規則に基づく事務のうち次に掲げるもの・・・ (1) 住居手当の支給に関する事務のうち人事委員会規則に基づく事務であって別に教育委員会規則で定めるもの (2) 通勤手当の支給に関する事務のうち人事委員会規則に基づく事務であって別に教育委員会規則で定めるもの</td> <td style="text-align: center;">各市町村</td> </tr> </tbody> </table>	事務	市町村	1 博物館法・・・及び博物館法施行規則・・・に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(13) - 略 -	米沢市	→ 知事に所管が移されたことにより削除		2 山形県職員等の給与に関する条例・・・及び当該条例の施行のための人事委員会規則に基づく事務のうち次に掲げるもの・・・ (1) 住居手当の支給に関する事務のうち人事委員会規則に基づく事務であって別に 教育委員会規則 で定めるもの (2) 通勤手当の支給に関する事務のうち人事委員会規則に基づく事務であって別に 教育委員会規則 で定めるもの	各市町村
事務	市町村																
1 博物館法・・・及び博物館法施行規則・・・に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(13) - 略 -	米沢市																
2 山形県文化財保護条例・・・及び条例の施行のための教育委員会規則に基づく事務のうち次に掲げるもの (1)～(3) - 略 -	各市町村																
3 山形県職員等の給与に関する条例・・・及び当該条例の施行のための人事委員会規則に基づく事務のうち次に掲げるもの・・・ (1) 住居手当の支給に関する事務のうち人事委員会規則に基づく事務であって別に教育委員会規則で定めるもの (2) 通勤手当の支給に関する事務のうち人事委員会規則に基づく事務であって別に教育委員会規則で定めるもの	各市町村																
事務	市町村																
1 博物館法・・・及び博物館法施行規則・・・に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(13) - 略 -	米沢市																
→ 知事に所管が移されたことにより削除																	
2 山形県職員等の給与に関する条例・・・及び当該条例の施行のための人事委員会規則に基づく事務のうち次に掲げるもの・・・ (1) 住居手当の支給に関する事務のうち人事委員会規則に基づく事務であって別に 教育委員会規則 で定めるもの (2) 通勤手当の支給に関する事務のうち人事委員会規則に基づく事務であって別に 教育委員会規則 で定めるもの	各市町村																

教育委員会規則＝「山形県事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する教育委員会の権限に属する事務の範囲を定める規則」

第2 施行期日

公布の日から施行

議第 4 号

令和3年度山形県立高等学校の入学者募集について

令和3年度山形県立高等学校の入学者を次のとおり募集する。

山形県立高等学校専攻科

学 校 名	設置学科	入学定員
山形県立米沢工業高等学校	生産情報	10

提 案 理 由

令和3年度における山形県立米沢工業高等学校専攻科の入学者の募集を行う必要があるため提案するものである。

令和2年7月16日提出

山形県教育委員会

教育長 菅 間 裕 晃

令和 3 年度山形県立米沢工業高等学校専攻科入学志願要項

1 志願資格

次の各号の一に該当する者

- (1) 高等学校若しくはこれに準ずる学校若しくは中等教育学校を卒業又は令和 3 年 3 月卒業見込みの者
- (2) 学校教育法施行規則(昭和 22 年文部省令第 11 号)第 150 条の規定により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者

2 募集区域

県下一円

3 出願期間

令和 2 年 9 月 7 日 (月) から同月 18 日 (金) 正午まで

4 提出書類

(1) 入学願書

学校所定のものに、山形県立学校の授業料等徴収条例(昭和 43 年 3 月県条例第 18 号)に基づき、入学者選抜手数料として 2,200 円の山形県収入証紙を貼る。ただし、消印はしないものとする。

(2) 履歴書・身上書

学校所定のもの

(3) 写 真

最近 3 箇月以内に撮影したもの

(4) 調査書

進学用の所定の様式のもの

(5) 健康診断書

学校所定のもので、令和 2 年 4 月 1 日以降に受診したもの

5 選 抜

提出書類によるほか、県立米沢工業高等学校において次の学力検査及び面接を行う。

(1) 学力検査

イ 検査教科

工 業

ロ 検査時間

70 分

ハ 検査期日

令和 2 年 10 月 3 日 (土)

(2) 面接期日

令和 2 年 10 月 3 日 (土) 学力検査終了後

※定員に満たない場合は令和 3 年 1 月に 2 次募集と選抜を実施する (小論文と面接による選抜)。

6 合格発表

令和 2 年 10 月 8 日 (木) 午後 3 時予定

7 その他

細部については、学校の募集要項によることとし、同校に問い合わせること。

令和 3 年度県立米沢工業高等学校専攻科

□学 科 名： 生産情報科

□入学定員： 10 名

□修業年限： 1 又は 2 年

○情報技術コース <約 4 名>

○生産システムコース <約 3 名>

○生産デザインコース <約 3 名>